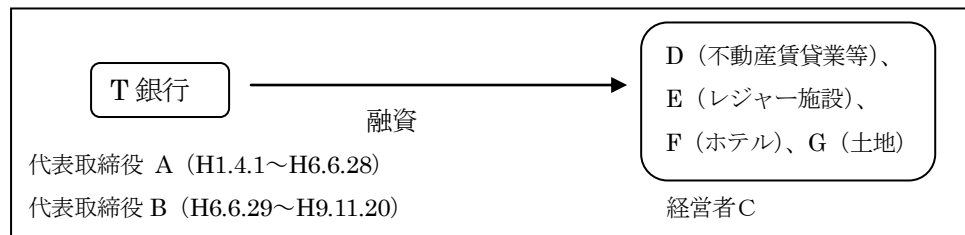


2010年8月1日
弁護士 出澤 秀二テーマ：特別背任罪における銀行の取締役の注意義務

最高裁は、特別背任罪を構成する任務違背にあたるか否かに関し、金融業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は、一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると判断しました（H21.11.9 決定 最高裁 HP）。銀行の代表取締役頭取であった被告人らは、融資するかどうかの判断について経営判断の原則が適用されるので、任務違背はないと主張しましたが、最高裁判所は金融機関の特殊性を具体的に摘示した上で、同原則が適用される余地は限定的なものにとどまると判旨し、その主張を退けました。

(事実関係)



- S58～ : T 銀行（以下、T の系列であるノンバンクなどを含めて「T グループ」とする。）は、D への融資を開始し、以降 C が経営する D、E、F、所有する開発予定の土地 G（以下「D グループ」とする。）に対する積極的な融資を続けた。
- H5.5 : 遅くともこの頃には、T が D グループに対する赤字補填等のための追加融資を打ち切れば、直ちに倒産する状態に陥っていた。
- H5.7 : A は経営会議で D グループが実質倒産状態に陥っていることを知ったが、経営改善等の債権回収のための抜本的な方策を講じなかった。
- H6.3 : T グループから D グループへの貸付金は 629 億 2800 万円、貸付金に対する保全不足額は 358 億 8300 万円に達していた。
- H6.4.8～
6.30 : A は、10 回にわたり、D、F に対し合計 8 億 4000 万円を貸し付けた（融資 1）。
- H6.7.8～
10.13 : B は、88 回にわたり、D、E および F に対し合計 77 億 3150 万円を貸し付けた（融資 2）。
- 融資 1、2 の当時、T が貸付金を回収するのに残されていたほとんど唯一の方途であった G の開発事業も、法律上および事実上の制約により開発計画の実現可能性が乏しく、仮に実現したとしても採算性に大きな疑問があった。また、A および B は D グループの融資担当者から上記説明を受けていた。
- H9 : T 銀行は破綻し、A および B は回収見込みのない融資により T 銀行に損害を与えたとして特別背任罪で起訴された。

(判 断)

銀行の取締役が負うべき注意義務については、一般の株式会社取締役と同様に、受任者の善管注意義務(民法644条)及び忠実義務(平成17年法律第87号による改正前の商法254条の3、会社法355条)を基本としつつも、いわゆる経営判断の原則が適用される余地がある。しかし、銀行業が広く預金者から資金を集め、これを原資として企業等に融資することを本質とする免許事業であること、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること、万一銀行経営が破たんし、あるいは危機にひんした場合には預金者及び融資先を始めとして社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせること等を考慮すれば、融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるといわざるを得ない。

Dグループは、本件各融資に先立つ平成6年3月期において実質倒産状態にあり、グループ各社の経営状況が改善する見込みはなく、既存の貸付金の回収のほとんど唯一の方途と考えられていたG地区の開発事業もその実現可能性に乏しく、仮に実現したとしてもその採算性にも多大の疑問があったことから、既存の貸付金の返済は期待できないばかりか、追加融資は新たな損害を発生させる危険性のある状況にあった。被告人A及び同Bは、そのような状況を認識しつつ、抜本的な方策を講じないまま、実質無担保の本件各追加融資を決定、実行したのであって、上記のような客観性を持った再建・整理計画があったものでもなく、所論の損失極小化目的が明確な形で存在したともいえず、総体としてその融資判断は著しく合理性を欠いたものであり、銀行の取締役として融資に際し求められる債権保全に係る義務に違反したことは明らかである。そして、両被告人には、同義務違反の認識もあつたと認められるから、特別背任罪における取締役としての任務違背があつたというべきである。

(解 説)

この判決は、特別背任罪(会社法960条)が成立する要件である「任務違背」について、融資業務に関し、一般の株式会社の取締役と銀行の取締役とでは負っている注意義務の程度が異なると判断しました。

すなわち、銀行は免許事業であること、銀行の取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用して融資業務を行うことが期待されていること、銀行の破綻等の場合の混乱が招く社会に対する影響の重大性から、より高度な注意義務が要求され、融資業務に関しては経営判断の原則の適用が限定されることが明確になりました。本件は刑事事件ですが、経営判断の原則に関する考え方は民事事件にも妥当します。

判決は、取締役に高い水準の注意義務が課されることの理由として、①免許等によって業務の適格性を求められている事業であること、②取締役は業務についての専門家でありその知識経験の活用が期待されていること、および③事業が危機に瀕した場合には社会に深刻な混乱を生じさせることをあげていますが、本件では、以上の事情が認められたということであつて、必ずしも全ての要件が満たされなければ、取締役の注意義務の程度が高くなるということではありません。従前から専門家は、一般人に比べて注意義務の程度が高いものとされてきており、今後、専門性が期待されている取締役がその専門性にかかわる業務を行う際は、高い注意義務が課される可能性があります。

以上